【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

 【提出先】
 福岡財務支局長

 【提出日】
 2022年2月28日

【会社名】岡野バルブ製造株式会社【英訳名】OKANO VALVE MFG.CO.LTD.

【電話番号】 093 (372) 1131 (代)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 木村 浩一

【最寄りの連絡場所】 北九州市門司区中町 1番14号

【電話番号】 093 (372) 1131 (代)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 木村 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

2022年2月25日開催の当社第122回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2022年2月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金20円 配当総額33,884,760円 効力発生日2022年 2 月28日

第1号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、期末配当の額を当社普通株式1株につき30円とするという修正動議が提出された。

第2号議案 定款一部変更の件

目的事項の追加

今後の事業展開に鑑み、現行定款第2条(目的)につきまして目的事項の追加を行い、号文の 新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなり、これに伴い所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、岡野武治、木村浩一、丹野信康、石田仁、菊池 勇太、常盤木龍治の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役(以下、本議案において「監査等委員」という。)として、寺脇豊、相浦圭太、渕上耕司の3氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)および退任監査等委員である取締役に対し退職慰労 金支給の件

> 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の清末弘利氏および退任監査等委員である取締役の 菊池勇太氏、常盤木龍治氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の 範囲内で退職慰労金を支給するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案(注)1	12,170	76	-	(注)2	可決 99.1
第2号議案	12,152	94	-	(注)3	可決 99.0
第3号議案					
岡野 武治	12,212	34	-	(注)4	可決 99.5
木村 浩一	12,215	31	-		可決 99.5
丹野 信康	12,220	26	-		可決 99.6
石田 仁	12,220	26	-		可決 99.6
菊池 勇太	12,207	39	-		可決 99.4
常盤木 龍治	12,207	39	-		可決 99.4
第4号議案					
寺脇 豊	12,215	31	-	(注)4	可決 99.5
相浦 圭太	12,207	39	-		可決 99.4
渕上 耕司	12,207	39	-		可決 99.4
第5号議案	11,775	471	-	(注)2	可決 96.0

- (注) 1. 第1号議案に対する修正動議は、原案が会社法上適法に可決されたことに伴い、当該修正動議が成立する余 地がなくなったため、議決権の数は集計していない。
 - 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 4.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上